

# CDIJ 会則

(名称)

第一条 本会は、The Conference for Disaster Information Providing, Japan(以下、CDIJ)と称する。

(目的)

第二条 近年激化する自然災害に備えるため、災害に関する警報(アラート)や、被災地における救援・支援情報などの災害関連情報を提供する仕組みを持続可能な形で社会実装していくことを活動の目的とする。

(活動)

第三条 CDIJ は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 災害関連情報や被災地の救援・支援情報を地域住民に伝えるための情報発信プラットフォームの構築及び普及
- (2) 情報が届きにくい地域や、情報から孤立しがちな災害弱者に情報を伝える活動の支援
- (3) 外国人旅行者が災害発生時に情報から孤立しないようにする伝達システムの構築及び普及
- (4) 外国人居住者が地域のコミュニティと共生していくためのコミュニケーション基盤形成の支援
- (5) 非常時の発信入力プラットフォームの平時における応用
- (6) インバウンドを地域活性化に役立てようとする地域やグループの応援
- (7) 住民の情報ニーズに応じていくための地域メディアとの連携
- (8) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第四条 協議会の会員は、一般社団法人ゲートウェイ・アップ・ジャパン(GAJa)の会員であることを要件とする。

第五条 協議会に主査を置く。主査は、CDIJ の活動全体を掌理する。

第六条 主査は、CDIJ の活動を活性化するため、会員をメンバーとするグループを設置することができる。

附則 この会則は、令和元年8月1日から施行する。